

# 群馬大学重粒子線医学研究センター規程

平成17.6.1 制定

改正 平成17.6.10 平成18.4.1

平成18.6.1 平成21.6.24

平成25.4.1 平成26.4.1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学重粒子線医学推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学研究センター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、重粒子線治療法の高度化を実現するために必要とされる放射線基礎医学及び臨床医学の研究推進並びにそれに基づく高度重粒子線治療技術の開発を目指し、もって重粒子線医学における研究及び教育の進展に資することを目的とする。

## (組 織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 物理学部門
- (2) 医学生物学部門

## (業 務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 重粒子線治療に関する基礎放射線生物学研究に関すること。
- (2) 炭素イオンマイクロサージャリー法の研究開発に関すること。
- (3) 重粒子線治療の先進的集学療法の開発に関すること。
- (4) 重粒子線治療とその他の治療法との比較臨床研究の推進に関すること。
- (5) 国内外の重粒子線利用医学研究機関の間での研究協力の推進に関すること。
- (6) 重粒子線医療を担う人材の育成に関すること。
- (7) その他重粒子線医学の研究及び教育に関すること。

## (職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの主担当を命ぜられた教員
- (3) その他必要な職員

2 センターに、副センター長を置くことができる。

## (センター長等)

第6条 センター長及び副センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理し、副センター長はセンター長の職務を助ける。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前

任者の残任期間とする。

4 副センター長の任期は、2年を超えない範囲内で、学長が定める。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学重粒子線医学研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会については、別に定める。

(事務)

第8条 センター及び委員会の事務は、昭和地区事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。